## メンタル不調者の就業継続率を全社で 92%に向上させた復職支援の取り組み

ガイドラインステップ		・メンタル不調	•復職判定				
10.6 90.10 140.16	キーワード (6 つ以内)	•職場復帰支援	•				
$1\sim 6, 8\sim 10, 14\sim 16$		<ul><li>復職プラン</li></ul>	•				
原生学は少の「2.の体体問題に LNLサーナ学はよの動用作用士将のエコナ・ナヤ							

厚生労働省の「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」を参考に、社内の復職支援プログラムを作成している企業は多い。しかし、復職判定の難しさや、復職後の再発防止など、さまざまな問題を抱えている。

## 改善・取組みの背景と課題

本取り組みは、複数の事業場を抱える企業において、メンタル不調者の復職後の再発 予防のための効果的なアプローチについて、産業保健の専門家の立場から考察し、それ ぞれの事業所の人事担当者や産業保健スタッフの連携と協力を得ながら、活動を推進 していったものである。

まず、メンタル不調者の復職後の再発の時期などを調べた。さらに、他企業の取り組みの調査を行った。さらに、自社の再発事例について、その経過を調べた。 その結果、従来の復職プログラムには以下の4つの問題があると考えられた。

## 改善・取組 みの着眼点

- (1) 十分に回復していない社員を復職させていた(復職可否の判断の問題)
- (2) 復職後の業務負荷の軽減が不十分だった(復職プランの問題)
- (3) 休業中、復職後のフォローアップが不十分だった(情報収集と連携の問題)
- (4) メンタル不調者の復職支援について専門知識を持つ担当者がいない
- (1)~(4)を改善するための復職支援の運用について工夫を行った。

## 改善・取組 みの概要

- (1) 復職の判定条件を「出社していたときと同じ時間の起床、通勤時間にあわせた外出、近所の図書館がよい(9時~15時ごろ)を、最低でも2週間続けられること」とし、就寝・起床・外出などの生活リズムを、右図の生活記録表を用いて確認した。
- (2) 復職後、6ヶ月間の軽減業務を実施することとした。復職前に、産業保健スタッフ・ 人事担当者・管理監督者の3者で具体的な復職プランを作成することにした。復職 プランの目安は「復職1~3ヶ月は残業なし、出張なし。復職4~6ヶ月は残業1日 1時間未満。高度な判断や折衝を避け、自分のペースで行える業務が望ましい。6 ヵ月後に従来の7~8割の負荷となるよう、徐々に業務を調整するプラン」とした。
- (3) 休業開始~休業中~復職後半年間は、月に1回、本人と産業医面談(あるいは 看護職や心理職との面談)を実施した。毎回、必ず、人事担当者と面接担当者で 打ち合わせを行い、回復状況や今後の対応方針について共有するようにした。
- (4) 復職の判断や復職プランの内容について、現場の産業保健スタッフ+人事担当者 +管理監督者に加えて、復職支援の専門家として、統括産業医+本社人事担当 者を交えて議論する「復職プラン検討会」を設けた。

		復職支援プラン	/					
		期間	就業制限 10:00~15:00	具体的な業務内容				
	<b>生活記録表</b>   次表月終号   天名   年 月 日 ~ 月	試験出社2週目	8:45~17:30					
	4 5 6 7 8 8 15 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 0 1 2 3	人事部への復戦中請	と復職の発令					
	(A)	復職1ヶ月目 9000000000000000000000000000000000000						
	(e) (d)	(2000000000000000000000000000000000000						
写真•図表•	(a)	(2000000000000000000000000000000000000						
イラスト	(I)	復職 5 ヶ月目						
	(85) (80)	復職 6 ヶ月目 2000000000000000000000000000000000000						
	(a) (c) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d	9000000 9000000 その他の注意事	項					
	EAR ST.	00000						
	図1:生活記録表	凶2∶業務計	画の記入	欄(復職プラン記入用紙)				
	(1) 全社(全国 17 事業所、約 4	.700 名)における	復職1年	後の就業継続率が 54.2%				
	から 91.6 %へと改善した。	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	1247					
		<del></del>	£=1111					
	(2) 生活記録表を用いた復職判	定を行うことで、役	复職判定(	の基準が明確になり、人事				
	担当者·管理監督者·産業係	呆健スタッフ・主治	贪€∙家族	など、関係者の復職支援の				
	足並みがそろうようになった。							
		- 女米/D/はっち	つしまき火	ナクミニレズ ナーの日後出				
効 果	(3) 休業中から復職後まで、毎月	、医業保健人ダ	ツノと囬談	を行うことで、本人の回復状				
775	況や今後の対応方針を適切	に共有で、関係を	者間の連	隽に役立った。				
	(4) 6ヶ月間の復職プランを事前(	(4) 6ヶ月間の復職プランを事前に文書で作成することで、復職者の受け入れ準備や復						
	職後の対応について、関係者	の理解や古針の	土右が進	6. <i>†</i> "				
	(5) 各事業所の復職プランが集積	責され、社内の対	応ノウハウ	の蓄槓や共有か進んた。				
	復職支援にあたっては、産業係	2健スタッフ 人事	11111111111111111111111111111111111111	毎理監督者の連進が重要				
	である。そのため、「毎月の面談後							
	せを行う」、「復職プランを作成は、	産業保健スタップ	ノと管理監	[督者、人事担当者で作成				
	する」、「復職プラン検討会にも関	係者が全員出席	も、統括	産業医や本社人事担当者				
	を交えて検討する」など、担当者が face-to-face で情報交換する場面を多く設けた。							
この GPS の		Tacc to facc		ステの物面でラス成けた。				
	木 人に生活記録表をきたんとつけてもらう 管理監督者に6ヶ日間の復職プランを作成							
経験から学	してもらう たど 新しい取り組みを行う際にけ 「復職後の再発(再体職)を減らすいという							
ぶことができ								
るポイント								
	続率の改善を数字で示したりすることなども動機付けに役立った。							
	産業保健スタッフや人事担当者のリソースや対応の経験が少ない中小規模の事業所							
	へは、復職判定や復職プラン作りに関して、本社の産業医や人事担当者が face-to-							
	face で支援を行う「復職プラン検討会」の仕組みを設けるなどの工夫を行った。							
	Tace (又抜で1)!後帳ノフノ快討去」の11組みで設けるはCの工大で行つた。							
<u> </u>								
参考資料	1)心の健康問題により休業した労働者	の職場復帰支援の	手引き: 厚生	労働省(2009年3月)				
机转盘	##.独古怎			9010年10日17日				
投稿者	難波克行 e-mail			2012年12月17日				